

西宮市廃棄物処理施設の設置に係る  
建築基準法第51条ただし書き許可取扱要領

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

平成17年 4月 制定  
平成22年11月 改正  
平成30年 7月 改正  
令和 元年12月 改正

## 西宮市廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第 51 条ただし書き許可取扱要領

### I. 目 的

循環型社会の実現や産業活動の維持・発展のため、廃棄物の減量、資源化及び適正処理を行う施設が都市に必要不可欠であることに鑑み、廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第 51 条に関する取扱いを次のとおり定める。

### II. 本取扱要領の適用について

建築基準法（以下「法」という。）第 51 条で規定する廃棄物処理施設のうち都市計画においてその敷地の位置が決定していないものについては、同条ただし書の規定による許可を受けなければ、新築、増築又は用途変更することができない。

本取扱要領は、同許可が必要となる廃棄物処理施設のうち、次のいずれかに該当するものについて適用するものとする。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法令」という。）第 5 条第 1 項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。以下「一般廃棄物処理施設」という。）
- ② 廃掃法令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に付属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

### III. 位置の制限を受ける廃棄物処理施設

「位置の制限を受ける廃棄物処理施設」は、別表 1 に掲げる施設（工作物を含む。以下同じ。）とする。ただし、別表 3 に掲げるものを除く。

### IV. 取扱い基準

「位置の制限を受ける廃棄物処理施設」を設置する場合は、次の 1 から 6 の基準を満たすこと。

#### 1. 処理計画に適合していること

(1) 産業廃棄物処理施設にあつては、兵庫県廃棄物処理計画に適合していること。

#### 2. 位置の基準

(1) 原則として西宮市臨海産業地区建築条例に規定する特別用途地区として定められた「臨海産業地区」（平成 16 年 7 月 1 日告示）内（準工業地域）とする。ただし、処理施設が周辺環境への影響について十分対策がとられていると認められる場合は、この限りでない。

(2) 住居系の用途地域界から処理施設に係る土地の境界線までの距離が 200m 以上離れていること。ただし、住居系の用途地域界から当該土地境界線までの間に幹線道路、鉄道施設又は大規模の工場等があり公害防止上支障がない場合は、この限りでない。

（※ 幹線道路とは、幅員 20m 以上かつ、4 車線以上の道路をいう。）

#### 3. 道路の基準

(1) 敷地の主たる搬出入口が面する道路の幅員は、敷地面積に応じて次の表のとおりとすること。ただし、周囲の状況等により交通安全上支障がない場合は、この限りでない。

敷地面積	道路幅員
3,000 m <sup>2</sup> 以上	9m以上
3,000 m <sup>2</sup> 未満	6m以上

(2) 廃棄物の搬出入ルートにおける道路沿線の生活環境に著しい影響を与えないこと。

#### 4. 関係法令との関係

(1) 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、悪臭防止法、水質汚濁防止法等関係法令に適合していること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」という。)に適合し、「西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を遵守していること。

#### 5. 事業計画の周知について

(1) 次に示す方法で地元へ周知され、十分な理解を得られていること。

ア 事業者は、周辺住民又は周辺企業に対し個別説明又は説明会等により事業計画について周知を図ること。

イ 周知の範囲は、当該処理施設を設置する埋立地内及び主な車輛運行経路に隣接する自治会等の住民組織又は住民とする。

ウ 処理施設が焼却施設の場合は、事案に応じ個別に周知範囲を決定するものとする。

エ 個別説明又は説明会の実施後は、事業者がその実施状況報告書を市に提出するものとする。

(2) 5(1)の範囲の内外を問わず、施設設置場所付近に存在する住民組織又は住民並びに営業者又は営業者の組織から当該施設の稼動に伴う環境面からの懸念を理由とする要望がある場合、当該要望者に対し、事業計画を説明するとともに、その実施状況報告書を市に提出するものとする。

#### 6. その他

敷地内の緑化に努めること。(敷地面積の10%以上)

### V. 申請の手順及び手続き

産業廃棄物処理施設にあつては別表7「産業廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書き許可手続きフロー」を、また一般廃棄物処理施設にあつては別表8「一般廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書き許可手続きフロー」を参照すると共に、下記により遅滞無く手続きを行うこと。

#### 1. 事前相談

計画図面持参のうえ、特定行政庁へ事前相談するとともに関係各課の意見を聞くこと。

#### 2. 事前協議申請

##### (1) 提出時期

別途協議するものとする。

## (2) 提出書類

(部数に関しては別途協議するものとし、A4折りファイルで提出)

①	建築基準法第51条ただし書き許可事前協議申請書	建指第16号様式(法第51条関係)
②	委任状	申請代理人がいる場合
③	付近見取図	1/2500 白地図
④	付近建物現況図	1/2500
⑤	事業スケジュール表	
⑥	事業計画書	取り扱う廃棄物の種類、処理能力及び搬出入経路等に関する説明図書
⑦	配置図	
⑧	各階平面図及びプラント図	
⑨	立面図	2面以上
⑩	断面図	2面以上
⑪	その他	特定行政庁が必要と認めるもの

## 3. 許可申請

### (1) 提出時期

事前協議及び近隣協議の完了後で、産業廃棄物処理施設にあっては兵庫県都市計画審議会(事前審・諮問)の3ヶ月前まで、また一般廃棄物処理施設にあっては西宮市市計画審議会(本審・付議)の2ヶ月前まで。

### (2) 提出書類：A4折りファイル2部(正本・副本)

①	許可申請書	表紙(省令第四十三号様式)
	委任状	申請代理人がいる場合
③	許可申請理由書	
④	付近見取図	1/2500 白地図
⑤	付近建物現況図	1/2500
⑥	事業スケジュール表	
⑦	事業計画書	取り扱う廃棄物の種類、処理能力及び搬出入経路等に関する説明図書
⑧	土地利用計画図	
⑨	配置図	
⑩	求積図	敷地および建物(建築面積、延べ面積)
⑪	各階平面図及びプラント図	
⑫	立面図	2面以上
⑬	断面図	2面以上
⑭	工場及び危険物調書	第13号様式、第14号様式(第19条関係)
⑮	関係行政機関等との協議状況に関する図書	
⑯	建設予定地の土地登記事項証明書の写し、公図	
⑰	その他	特定行政庁が必要と認めるもの

(3) 許可申請手数料

西宮市手数料条例別表第 1 に定めるところにより、許可申請受付時に納付する。

4. 付近建物現況図

申請地を中心として半径 300m の範囲にある建築物の用途を次の表の通り色分けした図をいう。

	建築物の用途	色彩
住居専用	住宅・共同住宅・寄宿舍・下宿	黄
店舗併用	店舗併用住宅	橙
商業用	店舗・飲食店・市場・銀行・事務所	赤
	ホテル・旅館・待合・キャバレー・料理店・舞踏場・劇場・映画館・演芸場・観覧場	桃
	自動車車庫・倉庫	紫
工業用	工場	青
農業用	畜舎	緑
公共用	官公庁・学校・図書館・博物館・病院・診療所・公会堂・集会場	茶
宗教用	神社・寺院・教会	黄緑
その他	火葬場・と畜場	灰

5. 都市計画審議会等会議における説明用図面

(1) 提出時期

開催日の 2 ヶ月前まで

(2) 提出図面

A3用紙 4~5 枚程度でまとめ、カラーコピー（部数は別途協議するものとする。）

(付 則)

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(付 則)

この要領は、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

(付 則)

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

(付 則)

この要領は、令和 元年 12 月 4 日から適用する。

この要領のお問い合わせは

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

TEL 0798-35-3704

別表1 位置の制限を受ける廃棄物処理施設（令第130条の2の2第1号、第2号イ）

廃棄物の種別	廃棄物処理施設	処理能力
一般廃棄物 （家庭ごみ等）	一般廃棄物処理施設 （廃掃法令第5条第1項） ※ 圧縮施設含む	5 t / 日以上 （焼却施設は200kg/h以上 又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）
産業廃棄物 （事業系ごみ等 一般廃棄物以外）	産業廃棄物処理施設 （廃掃法令第7条第1号～第13号の2）	別表2の処理能力

※ 圧縮施設のうち、単品で圧縮梱包したのち、梱包を解いた時点でも飛散しないものを上記の対象とする。

別表2 別表1の産業廃棄物処理施設に係る処理能力（廃掃法令第7条第1号～第13号の2）

産業廃棄物処理施設の種別	廃掃法令第7条	処理能力
汚泥の脱水施設	1号	10m <sup>3</sup> /日超え
汚泥の乾燥施設	2号	10m <sup>3</sup> /日超え
汚泥の天日乾燥施設	2号	100m <sup>3</sup> /日超え
汚泥の焼却施設	3号	5m <sup>3</sup> /日超え、200kg/h以上 又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
廃油の油水分離施設	4号	10m <sup>3</sup> /日超え
廃油の焼却施設	5号	1m <sup>3</sup> /日超え、200kg/h以上 又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
廃酸又は廃アルカリの中和施設	6号	50m <sup>3</sup> /日超え
廃プラスチック類の破碎施設	7号	5 t / 日超え
廃プラスチック類の焼却施設	8号	100kg/日超え 又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上
廃掃法令第2条第2号に掲げる廃棄物（別表5参照）又は はがれき類の破碎施設	8号の2	5 t / 日超え
廃掃法令別表第3の3に掲げる物質（別表6参照）又は ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	9号	すべて
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	10号	すべて
廃水銀等の硫化施設	10号の2	すべて
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分 解施設	11号	すべて
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	11号の2	すべて
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又は ポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	12号	すべて
廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物 の分解施設	12号の2	すべて
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理 物の洗浄施設又は分離施設	13号	すべて
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃ポリ塩化ビフェニル 等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル 処理物以外の産業廃棄物の焼却施設	13号の2	200kg/h以上 又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上

※ 廃掃法令第7条第8号の2に掲げるがれき類とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。（廃掃法令第2条第9号。アスファルトを含む。）

別表3 位置の制限を受けない廃棄物処理施設（令第130条の2の3）

廃棄物の種別	廃棄物処理施設	工事種別等	処理能力
一般廃棄物 （家庭ごみ等）	一般廃棄物処理施設のうち法第51条ただし書き許可を受けたもの 又は法第51条の既存不適格施設 （令第130条の2の3第5号）	増築 用途変更※	許可時又は基準時の 処理能力の1.5倍以下
産業廃棄物 （事業系ごみ等 一般廃棄物以外）	工業地域内の産業廃棄物処理施設 （令第130条の2の3第3号）	新築 増築 用途変更	別表4の処理能力以下
	一般廃棄物処理施設のうち法第51条ただし書き許可を受けたもの 又は法第51条の既存不適格施設 （令第130条の2の3第6号）	増築 用途変更※	許可時若しくは基準時の 処理能力の1.5倍以下又は別表4の処理 能力の1.5倍以下

注1) 「法第51条の既存不適格施設」とは、法第51条の規定に係る法改正等（廃掃法及び廃掃法令を含む。）の適用の際、既に存在する施設で、当該法改正等によって初めて法第51条の規定の適用を受けることになった廃棄物処理施設をいう。

注2) 「用途変更※」は、法第51条許可を受けた廃棄物処理施設の種別又は法第51条の既存不適格施設の種別に用途変更する場合に限る。

注3) 既に法第51条ただし書き許可を受けた処理施設をそのまま操業時間のみを変更して許可時より長くなった場合は法第51条ただし書き許可を必要としない。

注4) 既に法第51条ただし書き許可を受けた処理施設に新たに別品目を同じ処理施設を使い処理する場合は廃掃法第15条変更許可は必要だが、法第51条ただし書き許可を必要としない。（焼却又はばい焼施設を除く。）

注5) 法第51条の既存不適格施設の敷地で新たに別の処理施設を設置し、許可を要す廃棄物を処理する場合は既存不適格は含めず新たな品目を法第51条ただし書き許可の対象とする。（既存不適格施設をそのまま使って別品目を処理する場合は、同許可を必要としない。）

注6) 法48条ただし書き許可については別途確認するものとする。

別表4 別表3の産業廃棄物処理施設に係る処理能力（令第130条の2の3第3号）

産業廃棄物処理施設の種別	令第130条の2の3第3号	処理能力
汚泥の脱水施設	イ	30m <sup>3</sup> /日
汚泥の乾燥施設	ロ	20m <sup>3</sup> /日
汚泥の天日乾燥施設	ハ	120m <sup>3</sup> /日
汚泥の焼却施設	ニ	10m <sup>3</sup> /日
廃油の油水分離施設	ホ	30m <sup>3</sup> /日
廃油の焼却施設	ヘ	4m <sup>3</sup> /日
廃酸又は廃アルカリの中和施設	ト	60m <sup>3</sup> /日
廃プラスチック類の破碎施設	チ	6t/日
廃プラスチック類の焼却施設	リ	1t/日
廃掃法令第2条第2号に掲げる廃棄物（別表5参照）又ははがれき類の破碎施設	又	100t/日
廃掃法令別表第3の3に掲げる物質（別表6参照）又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	ル	4m <sup>3</sup> /日
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	ヲ	6m <sup>3</sup> /日
廃水銀等の硫化施設		
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	ワ	8m <sup>3</sup> /日
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設		
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	カ	0.2t/日
廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	ヨ	0.2t/日
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	タ	0.2t/日
汚泥、廃油、廃プラスチック類、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物以外の産業廃棄物の焼却施設	レ	6t/日

別表5 廃掃法令第2条第2号に掲げる廃棄物

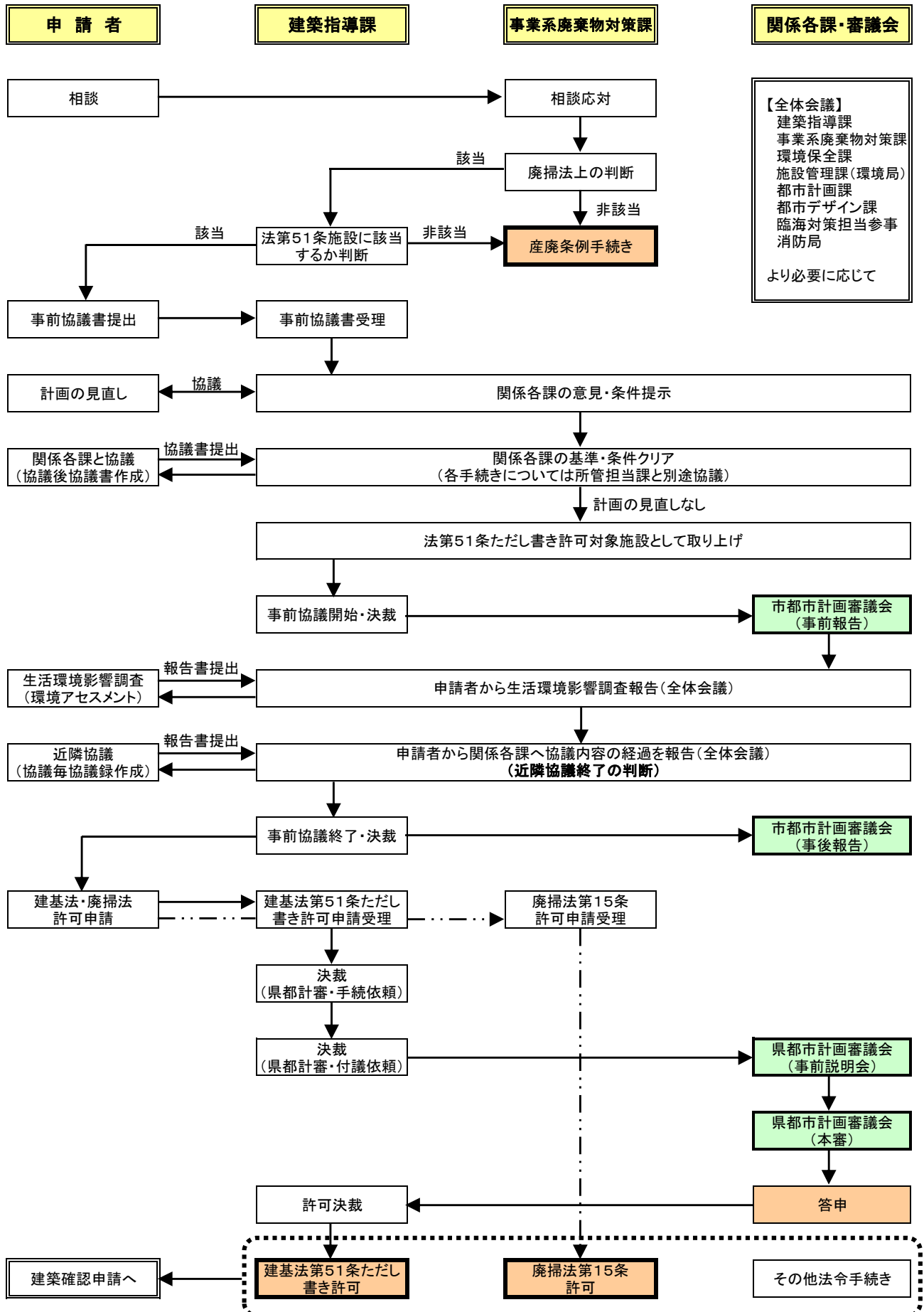
木くず で右に掲げるもの	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
	木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの
	パルプ製造業に係るもの
	輸入木材の卸売業に係るもの
	物品賃貸業に係るもの
	貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの
	ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの



別表6 廃掃法令別表第3の3に掲げる物質

1	水銀又はその化合物
2	カドミウム又はその化合物
3	鉛又はその化合物
4	有機リン化合物
5	六価クロム化合物
6	ひ素又はその化合物
7	シアン化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1・2-ジクロロエタン
14	1・1-ジクロロエチレン
15	シス-1・2-ジクロロエチレン
16	1・1・1-トリクロロエタン
17	1・1・2-トリクロロエタン
18	1・3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン又はその化合物
24	有機塩素化合物（ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル（共重合物を含む。）、ポリ塩化ビニリデン（共重合物を含む。）、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。）
25	銅又はその化合物
26	亜鉛又はその化合物
27	フッ化物
28	ベリリウム又はその化合物
29	クロム又はその化合物
30	ニッケル又はその化合物
31	バナジウム又はその化合物
32	フェノール類
33	1・4-ジオキサン

別表7 産業廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書き許可手続きフロー



別表8 一般廃棄物処理施設の建築基準法第51条ただし書き許可手続きフロー

